

鈴鹿市告示第 5 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、次の市道を
廃止し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般
の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）	廃止日
	終点		幅員（m）	
五祝 1 0 6 号線	五祝町字條治保田	五祝町	188. 5	令和 6 年 4 月 1 日
	五祝町字條治保田		1. 7～ 2. 7	
秋永 1 2 8 号線	秋永町字藏久	秋永町	336. 0	令和 6 年 4 月 1 日
	秋永町字横綱		1. 5～ 2. 8	
秋永 1 2 9 号線	秋永町字藏久	秋永町	336. 0	令和 6 年 4 月 1 日
	秋永町字横綱		1. 5～ 2. 8	
秋永 1 3 0 号線	秋永町字藏久	秋永町	599. 2	令和 6 年 4 月 1 日
	五祝町字東前		1. 3～ 3. 9	
秋永 1 3 1 号線	秋永町字藏久	秋永町	636. 9	令和 6 年 4 月 1 日
	五祝町字東前		1. 5～ 4. 5	
秋永 1 3 2 号線	秋永町字横綱	秋永町	556. 6	令和 6 年 4 月 1 日
	秋永町字横綱		2. 1～ 4. 0	
五祝 1 3 6 号線	五祝町字東前	秋永町	437. 7	令和 6 年 4 月 1 日
	五祝町字南浦		1. 6～ 5. 5	
秋永 2 9 1 号線	秋永町字藏久	秋永町	608. 5	令和 6 年 4 月 1 日
	秋永町字横綱		1. 6～ 2. 2	
徳田 9 2 号線	徳田町字八反坪	徳田町	97. 0	令和 6 年 4 月 1 日
	徳田町字八反坪		1. 7～ 1. 8	

徳田 9 3 号線	徳田町字辻ノ宮	徳田町	172.1	令和 6 年
	徳田町字辻ノ宮		1.5～ 3.0	4 月 1 日
徳田 9 7 号線	徳田町字八反坪	徳田町	411.8	令和 6 年
	徳田町字辻ノ宮		1.2～ 3.5	4 月 1 日
徳田 9 8 号線	徳田町字辻ノ宮	徳田町	298.8	令和 6 年
	徳田町字辻ノ宮		1.4～ 5.4	4 月 1 日
徳田 9 9 号線	徳田町字初田	徳田町	414.0	令和 6 年
	徳田町字村羽瀬		1.8～ 5.6	4 月 1 日
徳田 1 0 0 号線	徳田町字奥城	徳田町	313.5	令和 6 年
	徳田町字村羽瀬		1.4～ 4.8	4 月 1 日
徳田 1 0 2 号線	徳田町字六ノ坪	徳田町	443.3	令和 6 年
	徳田町字村羽瀬		1.3～ 4.5	4 月 1 日
徳田 1 0 4 号線	徳田町字二神田	徳田町	413.0	令和 6 年
	徳田町字下田垣外		1.5～ 2.2	4 月 1 日
徳田 1 0 6 号線	徳田町字村羽瀬	徳田町	452.9	令和 6 年
	徳田町字下田垣外		1.3～ 2.0	4 月 1 日
徳田 1 1 1 号線	徳田町字二神田	徳田町	105.7	令和 6 年
	徳田町字二神田		1.5～ 2.7	4 月 1 日
徳田 1 1 6 号線	徳田町字二神田	徳田町	209.6	令和 6 年
	徳田町字二神田		1.6～ 2.9	4 月 1 日
徳田 1 3 0 号線	徳田町字熊ノ田	徳田町	240.4	令和 6 年
	徳田町字熊ノ田		2.2～ 5.3	4 月 1 日
徳田 1 3 1 号線	徳田町字二神田	徳田町	113.5	令和 6 年
	徳田町字熊ノ田		1.5～ 3.5	4 月 1 日